

新潟市国民健康保険に関する送付先変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、国民健康保険に関する郵便物を住民基本台帳法による住民登録地（以下「住民登録地」という。）以外に送付する場合における、送付先変更の取り扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(送付先の変更)

第2条 世帯主は、次の各号のいずれかに該当した場合、申請することにより送付先の変更ができるものとする。

(1) 障がい者支援施設や介護保険施設等に入所しており、親権者又は後見人等に送付する必要があると認められるとき。

(2) 医療保険施設等に入院しており、入院先等へ送付する必要があると認められるとき。

(3) 仕事や家族の介護等により、世帯主の勤務先、家族の介護先等へ送付する必要があると認められるとき。

2 世帯主が郵便物の管理もできず申請も行えない状態であるなどの特別な事情の場合に限り、世帯主の親族等は送付先の変更ができるものとする。

(送付先変更の申請)

第3条 前条の申請は別記様式第1号による申請書により受けることとし、送付先変更の登録完了後に、申請書の写しを申請者に郵送することとする。

2 前項の申請においては、公的機関が発行する顔写真付きの書類及び登記事項証明書（成年後見人による申請の場合）等により申請者の身分確認を行うこととする。ただし、いずれの書類も所持していない場合は、申請者の氏名を確認できる書類（被保険者証、クレジットカード、キャッシュカード、診察券等）2点以上により申請者の身分確認を行うこととする。

(修正申請)

第4条 送付先変更の登録後、当該送付先を修正する場合には、前条の規定を準用する。

2 前項の申請は、原則として登録申請時の申請者が行うこととする。

(取消申請)

第5条 送付先の登録後、当該送付先を取り消す場合には、第3条の規定を準用する。

2 前項の申請は、原則として登録申請時の申請者が行うこととする。

(郵送による申請)

第6条 電話等による申し出により、郵送で前3条の申請を受ける必要が生じた場合は、申請書を申請者に送付し、第3条第2項の身分確認書類の写しとともに返送されることにより受け付けることとする。この場合についても、送付先変更の登録完了後に、申請書の写しを申請者に郵送することとする。

附 則

この要領は、平成28年1月8日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から適用する。

国民健康保険送付先変更申請書（登録・修正・取消）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 住所 _____
 氏名 _____
 世帯主との続柄 _____
 連絡先 () _____

下記の理由により、下記世帯主宛てに送達される国民健康保険に関する通知書等(※1)の送付先の変更を申請いたします。 ※1 納入通知書、被保険者証、高齢受給者証、支給決定通知書、医療費通知など

（申請の理由） 該当する番号に○をつけてください。

- 1 障がい者支援施設や介護保険施設等に入所しているため
- 2 医療保険施設等に入院しているため
- 3 仕事や家族の介護のため、一時的に住所地を離れているため
- 4 新潟市国民健康保険に関する送付先変更事務取扱要領第2条第2項によるもの
理由 (_____)
- 5 送付先を変更する必要がなくなったため

（送付先）

世帯主氏名		国保番号	— —
送付先	郵便番号		
	住所		
	方書き(施設名等)		
	送付先電話番号	()	—